

原発事故の被災自治体となりうる周辺自治体に対し、 原発再稼働の同意権を認めるよう求める決議

私たち「脱原発をめざす首長会議」は2015年2月3日付け文書で、宮沢洋一経済産業大臣(当時)に対し、「政府は、少なくとも避難計画の策定を義務付けた周辺自治体に対しても、同意手続きや安全協定の締結を適用するよう、法律改正か閣議決定・了解といった措置によって実現するよう、強く求める」との申し入れを行った。

しかし、私たちの申し入れにも関わらず、これまで政府はこの問題に真剣に取り組む態度を一切みせないまま、福井県にある関西電力高浜原発3・4号機の再稼働などを容認した。原発から30キロ圏内に含まれる京都府、滋賀県のトップがいずれも不満を示す中での再稼働だった。

広く知られているとおり、福島原発事故後に策定された原子力災害対策指針によって、原発の立地自治体だけでなく30キロ圏内の周辺自治体には「原子力防災計画(避難計画)」の策定が義務付けられた。多くの周辺自治体は、計画の策定、態勢づくり、訓練などに多大な財政的、人的負担を強いられている。本年3月9日、高浜発電所3・4号機の運転差し止めの仮処分を決定した大津地裁も、その決定文で「地方公共団体個々によるよりは、国家主導での具体的で可視的な避難計画が早急に策定されることが必要」と述べ、避難計画を自治体まかせにしていることを批判している。

一方、原発の建設にあたっては2004年9月10日の閣議了解に基づき、立地自治体(市町村と都道府県)の同意が得られていることが条件となっているが、その趣旨は、原子力災害の危険性や防災対策の責務を負わなければならないことなど、様々な不利益があるためと理解されている。

その趣旨に沿うならば、原子力防災計画の策定が義務付けられるなど、多大な財政的・人的負担が強いられている周辺自治体も立地自治体と同じように、原発の立地や運転についての同意権が認められるべきではないか。原発の稼働によって利益を受ける立地自治体だけでなく、周辺自治体も再稼働の手続きに関わるということは、原発の安全性を様々な角度から見ていくことにもつながり、安全性を高めることにつながる。

政府は、原発再稼働について立地自治体だけではなく周辺自治体の同意権についても法律で明確にさだめ、同意権にもとづく安全協定を原子力事業者と自治体の間で締結させるべきである。

そのような取り組みを怠ったままでは、私たちは原発再稼働を絶対に容認できない。また、多くの国民の理解を得ることもできないと考える。政府は今こそ真剣にこの問題に向き合い、周辺自治体の同意権を法律によって確立するよう、ここに強く求めるものである。

2016年4月17日
脱原発をめざす首長会議